

成年後見支援制度 ～将来の不安を安心へ～

子どもは遠方に住んでいます。老後の様々な契約や書類作成・手続きなど自分でできるか心配です。



私が認知症になったら、誰が私のお金を管理してくれるの？

母は寝たきりで長期入院中。銀行窓口で母の預金をおろそうとしたら「本人を連れてきて」と言われてしまった。

障がいを持つ子どもがいます。親亡きあとの子どもの将来が心配で・・・。

・・・こんな不安はありませんか？

まずはお電話ください。相談は無料です。

千曲市成年後見支援センター

千曲市社会福祉協議会では、成年後見制度を有効にご利用いただけるよう、「千曲市成年後見支援センター」を開設しました。「成年後見制度」の情報提供と相談を行うほか、千曲市社会福祉協議会が、法人として後見人の業務を行います。

千曲市成年後見支援センターが行う支援

- ①成年後見制度の説明
- ②解決に向けた提案
- ③関係機関との連携
- ④専門機関への紹介
- ⑤裁判所への申立て同行
- ⑥書類の作成支援
- ⑦法人後見業務 など



〒389-0804 千曲市大字戸倉 2388

社会福祉法人 千曲市社会福祉協議会

TEL 276-2687 平日8:30~17:30

※ 祝日年末年始を除く



成年後見制度って？

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方の権利（お金の管理や福祉サービスの契約など）を守る国のしくみです。家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する人（親族や弁護士などの第三者の法的な代理人）を選任し、本人の代わりに、お金や生活に関わる手続きなどの法律行為を行うことができるようにする制度です。



後見人ってどんな人がなれるの？

家庭裁判所が、成年後見制度を利用する人の権利を守るという重要な責任を果たすのにふさわしい人を選任します。制度を利用する人（本人）の心身の状態や生活状況、成年後見人となる人の職業や経歴、本人との利害関係の有無、その他一切の事情を考慮し、親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。



どんなことができる制度なの？

裁判所が決めた後見人は、本人に代わって次のことができます。

しんじょうかんご 身上監護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例) 高齢者施設、介護保険サービスの各種手続きや費用の支払い／
障害福祉サービスの利用手続き／定期的に訪問し生活状況の確認 など

ざいさんかんり 財産管理

本人に代わって財産管理を行います。

例) 印鑑、預貯金通帳の管理／収支の管理／不動産の管理 など

千曲市社協では、法人として後見業務を行います！

判断能力が低下した方のニーズが多様化したことで、組織的に本人の身上監護や財産管理を行うことが必要かつ適切な場合や、本人に身寄りがなく、後見人の適切な候補者を見つけるのが難しい場合などの受け皿として法人後見が必要とされています。

①長期的に安定した支援が可能

法人として受任しているため、健康上の理由などによって後見人の業務が滞ることなく、長期的に安定した支援を行うことができます。

②社協ならではのネットワーク

高齢者や障がいのある方への支援のノウハウを生かし、本人の意思を尊重した支援を行います。地域住民やボランティア、各種関係機関と協力しながら見守りのネットワークをつくります。

③支援困難ケースへの対応

虐待が疑われたり、親族からの干渉が激しい事案などの対し、多様な専門性を発揮しながらの対応や心理的負担を減らし、効率よく後見業務を行うことができます。